

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げるとともに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと（以下「ソーシャル・インクルージョン」という。）を基本としたまちづくりを推進してきた。

国においては、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重と恒久平和の理念の下、人権や平和に関する法制度の整備等の様々な取組が行われてきた。近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための更なる取組が求められている。

人権とは、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。

国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。

しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。

そこで、国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当

事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること（以下「人権・平和のまちづくり」という。）を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

（目 的）

第 1 条 この条例は、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市長の使命並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、人権及び平和に係る施策の基本的事項を定めることにより、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 全ての人は、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人一人がかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重されなければならない。

（不当な差別及び暴力の禁止）

第 3 条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

2 何人も、いかなる暴力（身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）も行ってはならない。

（市長の使命）

第 4 条 市長は、第 2 条に規定する基本原則（以下単に「基本原則」という。）に基づき、市の施策を決定する際には、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するものであることを基礎として判断しなければならない。

（市の責務）

第 5 条 市は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりを推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進するものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市民、関係行政機関及び市内で事業活動を営む事業者その他の団体（以下「事業者等」という。）との連携を図るものとする。

(市民の権利)

第 6 条 全ての市民は、社会的孤立や排除から援護され、地域社会の一員として、互いに認め支え合うとともに、自分らしく生きる権利を有する。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野における不当な差別を無くすよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の一員として、当事者意識を持ち、協力や対話等を通じて、人権・平和のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 8 条 事業者等は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消に努めるものとする。

(基本方針)

第 9 条 市長は、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念

(2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。

(3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。

(4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。

(5) 国内外の平和交流に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針の策定及び変更（軽微な変更を除く。）に当たっては、あらかじめ第 16 条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画)

第 10 条 市長は、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画

(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、推進計画の策定及び変更について準用する。

(実態調査の実施)

第11条 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、必要な実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。

(人権救済のための措置)

第12条 市は、地域の実情に応じて、国等の関係行政機関及び市民等と連携し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定による措置に関し、必要な事項については、第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会において調査及び審議を行う。

(教育及び啓発活動)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする。

- 2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第14条 市は、市民等との連携を一層強化し、人権・平和のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間)

第15条 くにたち平和の日は、6月21日とする。

- 2 くにたち平和推進週間は、6月21日から6月27日までとする。

- 3 市は、くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間において、人権・平和のまちづくりの推進を図るための事業を実施するものとする。

(審議会の設置)

第16条 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議

を行い、その結果を市長に答申する。

(1) 基本方針及び推進計画に関すること。

(2) 不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委 任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第74号を第75号とし、第26号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 人権・平和のまちづくり審議会委員

第4条中「第2条第15号から第71号まで」を「第2条第15号から第72号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第72号から第74号まで」を「第2条第73号から第75号まで」に改める。

別表第2中

「

オンブズマン制度審議会委員	〃	9,100円	を
---------------	---	--------	---

」

「

オンブズマン制度審議会委員	〃	9, 1 0 0 円
人権・平和のまちづくり審議会委員	〃	9, 1 0 0 円

に

」

改める。

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成30年12月国立市条例第37号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第 2 条 条例第16条第1項に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権に関する団体の代表者等
- (3) 平和に関する団体の代表者等
- (4) 市民

(審議会の会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の部会)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選に

よって定める。

4 部会は、部会における審議の結果を審議会に報告する。

5 第3条第3項及び第4項並びに前条の規定は、部会の組織及び運営について準用する。この場合において、第3条第3項及び第4項並びに前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第3条第3項及び前条中「審議会」とあるのは「部会」と、第3条第4項中「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(審議会の委員等の守秘義務)

第6条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 審議会又は部会（以下「審議会等」という。）に出席した者は、審議会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策経営部市長室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。